

## 北部終末処理場検査分析業務委託仕様書

### I 総則

#### (委託業務の完了)

この契約は、仕様書に示す業務内容の履行及び業務完了報告書の提出をもって完了とする。

#### (委託業務の一部について)

委託業務の一部とは、契約期間の途中において、天災その他の不可抗力の発生に伴い、契約業者（以下「乙」という。）が委託業務を適正かつ円滑に履行するため、和歌山市（以下「甲」という。）と乙が協議した結果、甲が必要と認める業務のことをいう。

#### (計量証明事業の登録)

委託業務の受託者は、委託業務の各号に掲げるものすべてについて、計量証明事業の登録を受け、計量証明書を発行できる者であること。

### II 業務内容

#### (水質分析)

- 1 試料の採水については甲が行うものとし、試料の受渡しについては甲の指定する日時に北部終末処理場にて行うものとする。
- 2 試料の運搬中の保存方法及び分析実施までの保存期間については、下水試験方法に準ずること。
- 3 分析方法については、下水の水質の検査方法に関する省令及び和歌山市排出水の色等規制条例により行うものとする。
- 4 甲の指定の分析項目（pH、SS、BOD、大腸菌数、COD、全窒素、全りん）については、受渡し日から10日以内に経過報告をすること。ただし、期間の初日は算入しないものとする。

#### (悪臭物質測定)

- 1 採取及び受渡しについては、次のとおり行うものとする。

##### (1) 大気

試料の採取については乙が行うものとし、試料採取に係る出張諸経費等は乙の負担とする。なお、試料の採取の日時及び場所等については甲の指示に従い、採取及び測定に必要な機器は持参し、また従業員等を派遣するものとする。

##### (2) 処理場水（一次処理水・放流水）

試料の採取については甲が行うものとし、試料の受渡しについては甲の指定する日時に北部終末処理場にて行うものとする。

- 2 測定方法については、昭和47年環境庁告示第9号により行うものとする。

#### (廃棄物含有分析)

- 1 試料（脱水ケーキ）の採取については甲が行うものとし、試料の受渡しについては、甲の指定する日時に北部終末処理場にて行うものとする。
- 2 分析方法については、次のとおり行うものとする。

##### (1) 含有試験

底質調査方法等により行うものとする。

##### (2) その他試験

下水試験方法等により行うものとする。

(廃棄物分析（汚泥）)

1 試料（脱水ケーキ）の採取については甲が行うものとし、試料の受渡しについては、甲の指定する日時に北部終末処理場にて行うものとする。

2 分析方法については、次のとおり行うものとする。

(1) 有害物質 25 項目

測定方法については産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法（昭和48年環境庁告示第13号第四）による。ただし、溶出方法は昭和48年環境庁告示第13号第1試薬液イによる。

(2) ふっ素及びその化合物、ほう素及びその化合物

平成十五年環境省告示第十八号により行うものとする。

(3) 熱しやく減量及び含水率

昭和52年環整第95号により行うものとする。

(4) 油分

昭和49年環境庁告示第64号付表4により行うものとする。

(5) 単位容積重量

下水試験方法等により行うものとする。

(共通)

1 試料採取容器及び器具等は乙の負担とする。

2 分析項目及び検体数は別表のとおりとする。

3 分析項目の詳細な分析フロー図（JIS等の関係書を添付）を契約後速やかに提出するものとする。

4 分析結果については、甲の指示に従い、次のとおり提出するものとする。

(1) 分析結果報告書

試料の受渡し日から20日以内に計量証明書及びバックデータを添付のうえ提出すること。

ただし、悪臭物質測定に限り、計量証明書及びバックデータの提出は採取日から30日以内とする。

試料の受渡し日から分析結果報告書を提出するまでの期間の初日は算入しないものとする。

報告下限値については、甲の指示に従う。

甲は乙に対して必要に応じて、情報の提供を求めることができる。

(2) 業務完了報告書

甲の指定日までに、委託業務の各号に掲げるものについての分析結果集計表を添付のうえ提出するものとする。

なお、（1）、（2）とも併せて、電子媒体を用いてエクセル形式のものを提出するものとする。

5 分析結果が基準値を超過した場合又は過去の測定データと比べ乖離があると甲が認めた場合は、再試験又は確認試験を実施することとする。なお、甲に分析結果を報告するにあたって、事前に再試験又は確認試験を実施している場合には、その試験をもって甲が要請する再試験又は確認試験とすることができる。

6 必要があると認めるときは、クロスチェック等を実施するものとし、その費用については、乙の負担とする。

## 令和8年度 分析項目及び検体数

### 1. 水質分析

No	検査項目	I	II	III	IV	V	検体数
		24検体	4検体	22検体	22検体	8検体	
1	水素イオン濃度	○	○	○	○	○	80
2	浮遊物質量	○	○	○	○	○	80
3	生物化学的酸素要求量	○	○	○	○	○	80
4	大腸菌数	○	○	○		○	58
5	化学的酸素要求量	○	○	○	○	○	80
6	n-ヘキサン抽出物質(鉱油類)	○	○	○			50
7	n-ヘキサン抽出物質(動植物油脂類)	○	○	○			50
8	フェノール類含有量	○	○				28
9	銅含有量	○	○				28
10	亜鉛含有量	○	○				28
11	溶解性鉄含有量	○	○				28
12	溶解性マンガン含有量	○	○				28
13	クロム含有量	○	○				28
14	窒素含有量	○	○	○	○	○	80
15	燐含有量	○	○	○	○	○	80
16	カドミウム及びその化合物	○	○				28
17	シアノ化合物	○	○				28
18	有機燐化合物	○	○				28
19	鉛及びその化合物	○	○				28
20	六価クロム化合物	○	○				28
21	砒素及びその化合物	○	○				28
22	水銀及びアルキル水銀 その他水銀化合物	○	○	○			50
23	アルキル水銀化合物	○	○				28
24	ポリ塩化ビフェニル	○	○				28
25	トリクロロエチレン	○	○				28
26	テトラクロロエチレン	○	○				28
27	ジクロロメタン	○	○				28
28	四塩化炭素	○	○				28
29	1,2-ジクロロエタン	○	○				28
30	1,1-ジクロロエチレン	○	○				28
31	シス-1,2-ジクロロエチレン	○	○				28
32	1,1,1-トリクロロエタン	○	○				28
33	1,1,2-トリクロロエタン	○	○				28
34	1,3-ジクロロプロペン	○	○				28
35	チウラム	○	○				28
36	シマジン	○	○				28
37	チオベンカルブ	○	○				28
38	ベンゼン	○	○				28
39	セレン及びその化合物	○	○				28
40	ほう素及びその化合物	○	○				28
41	ふつ素及びその化合物	○	○				28
42	アンモニア,アンモニウム化合物,亜硝酸化合物及び硝酸化合物*	○	○	○	○	○	80
43	1,4-ジオキサン	○	○				28
44	着色度	○	○	○			50
45	透視度	○	○	○			50
46	残留塩素	○					24
47	アンモニア性窒素	○	○	○	○	○	80
48	亜硝酸性窒素	○	○	○	○	○	80
49	硝酸性窒素	○	○	○	○	○	80
50	燐酸イオン態燐	○	○	○	○	○	80
51	よう素消費量	○	○	○			50

\* 亜硝酸性窒素,硝酸性窒素及びアンモニア性窒素×0.4の合計です。

## 2. 悪臭物質測定

No	検査項目	悪①-大気	悪②-水質	検体数
		6検体	4検体	
1	アンモニア	○		6
2	メチルメルカプタン	○	○	10
3	硫化水素	○	○	10
4	硫化メチル	○	○	10
5	二硫化メチル	○	○	10
6	トリメチルアミン	○		6
7	アセトアルデヒド	○		6
8	プロピオンアルデヒド	○		6
9	ノルマルブチルアルデヒド	○		6
10	イソブチルアルデヒド	○		6
11	ノルマルバレルアルデヒド	○		6
12	イソバレルアルデヒド	○		6
13	イソブタノール	○		6
14	酢酸エチル	○		6
15	メチルイソブチルケトン	○		6
16	トルエン	○		6
17	スチレン	○		6
18	キシレン	○		6
19	プロピオン酸	○		6
20	ノルマル酪酸	○		6
21	ノルマル吉草酸	○		6
22	イソ吉草酸	○		6

### 3. 廃棄物含有分析

No	検査項目	含①					検体数
		1検体					
1	アルキル水銀化合物	○					1
2	水銀及びその他水銀化合物	○					1
3	カドミウム及びその化合物	○					1
4	鉛及びその化合物	○					1
5	六価クロム化合物	○					1
6	ヒ素及びその化合物	○					1
7	有機リン化合物	○					1
8	シアノ化合物	○					1
9	ポリ塩化ビフェニル	○					1
10	トリクロロエチレン	○					1
11	テトラクロロエチレン	○					1
12	pH	○					1
13	の 発熱量	○					1
14	他 全窒素分	○					1
15	試 全硫黄分	○					1
16	験 燃焼性硫黄分	○					1

### 4. 廃棄物分析(汚泥)

No	検査項目	泥①					検体数
		1検体					
1	カドミウム又はその化合物	○					1
2	シアノ化合物	○					1
3	有機燐化合物	○					1
4	鉛又はその化合物	○					1
5	六価クロム化合物	○					1
6	ヒ素又はその化合物	○					1
7	水銀又はその他水銀化合物	○					1
8	アルキル水銀	○					1
9	ポリ塩化ビフェニル	○					1
10	トリクロロエチレン	○					1
11	テトラクロロエチレン	○					1
12	四塩化炭素	○					1
13	1,1,1-トリクロロエタン	○					1
14	1,1,2-トリクロロエタン	○					1
15	ジクロロメタン	○					1
16	1,2-ジクロロエタン	○					1
17	1,1-ジクロロエチレン	○					1
18	シス-1,2-ジクロロエチレン	○					1
19	1,3-ジクロロプロペン	○					1
20	チウラム	○					1
21	シマジン	○					1
22	チオベンカルブ	○					1
23	ベンゼン	○					1
24	セレン又はその化合物	○					1
25	1,4-ジオキサン	○					1
26	ふつ素及びその化合物	○					1
27	ほう素及びその化合物	○					1
28	熱しやく減量	○					1
29	含水率	○					1
30	油分	○					1
31	単位容積重量	○					1

## 令和8年度 北部終末処理場検査分析業務委託予定表

### 1. 水質分析

処理場	4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月	
	8(水)	17(金)	13(水)	20(水)	3(水)	17(水)	1(水)	16(木)	5(水)	19(水)	2(水)	9(水)	7(水)	21(水)	4(水)	19(木)	2(水)	9(水)	7(木)	20(水)	3(水)	17(水)	2(火)	5(金)
1.流入水	III	III	III	III	III	III	III	III	II	III	III	III	III	III	III	III	III	III	III	III	II	III	III	III
2.処理前水			V						V						V						V			
3.一次処理水	IV	IV	IV	IV	IV	IV	IV	IV	II	IV	IV	IV	IV	IV	IV	IV	IV	IV	IV	IV	II	IV	IV	IV
4.二次処理水			V						V						V						V			
5.放流水	I	I	I	I	I	I	I	I	I	I	I	I	I	I	I	I	I	I	I	I	I	I	I	I

### 2. 悪臭物質測定

処理場	7月	1月
1.西脇漁港側境界	悪①	悪①
2.日本製鉄側境界	悪①	悪①
3.海側境界	悪①	悪①
4.一次処理水	悪②	悪②
5.放流水	悪②	悪②

### 3. 廃棄物含有分析

処理場	4月
1.脱水ケーキ	含①

### 4. 廃棄物分析(汚泥)

処理場	4月
1.脱水ケーキ	泥①

備考 各項目の I、II、…、悪①、…、含①、泥①は、試験内容の区分を表す。

また、試料採取日程は施設の稼動状況により変更することがある。

## 北部終末処理場検査分析業務委託契約書

和歌山市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、次のとおり委託契約を締結し、信義に従って誠実に履行するものとする。

### （委託業務）

第1条 甲は北部終末処理場（和歌山市本脇653番地の2）の検査分析業務について、次の業務（以下「委託業務」という。）の履行を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

- （1）水質分析
- （2）悪臭物質測定
- （3）廃棄物含有分析
- （4）廃棄物分析（汚泥）

### （契約期間）

第2条 この契約の期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

### （委託業務の履行方法）

第3条 乙は、別紙仕様書の内容に従って委託業務を履行しなければならない。

2 別紙仕様書に明示されていない事項があるときは、甲乙協議して定める。

### （委託金）

第4条 委託金の額は、円（うち消費税及び地方消費税に相当する額円を含む。）とする。

### （権利義務の譲渡等の禁止）

第5条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡等により承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

### （再委託等の禁止）

第6条 乙は、委託業務の全部又は一部の履行を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、委託業務の一部の履行について、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

### （委託業務の調査等）

第7条 甲は、必要があると認めるときは、委託業務の履行状況について調査を行い、若しくは乙に対して報告を求め、又は乙に対して委託業務の履行に関して必要な指示を与えることができる。

### （業務内容の変更等）

第8条 甲は、必要がある場合は、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、委託金額又は契約期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面により定めるものとする。

2 甲は、前項の場合において、乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合において、賠償金の額は、甲乙協議して定める。

### （損害の負担）

第9条 委託業務の履行に関して発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。以下この項において同じ。）は、乙が負担するものとする。ただし、甲の責めに帰すべき事由により生じた損害は、甲が負担する。この場合において、甲が負担すべき額は、甲乙協議して定める。

2 甲は、委託業務の履行に関して発生した事故により乙の従業員が受けた損害については、一切

の責任を負わないものとする。

(乙の履行不能)

第10条 乙は、その責めに帰すべき事由により委託業務を履行しないときは、その履行不能分に相当する委託金の額を減額して、甲に委託金を請求しなければならない。この場合において、減額する額は、甲が定める。

- 2 前項の場合において、甲に損害が生じたときは、乙は、その損害を賠償しなければならない。
- 3 前項の損害賠償請求は、甲が乙に対し、委託金額の100分の10の金額に相当する額の違約金の請求することを妨げないものとする。

(確認)

第11条 乙は、委託業務を完了したときは、遅滞なくその旨を甲が定める方式により甲に通知し、甲の確認を求めなければならない。

(委託金の支払)

第12条 乙は、委託業務完了後、前条の規定による確認を受けた後、甲に対して委託金の支払を請求するものとする。

- 2 甲は、前項の支払請求を受けたときは、その日から30日以内に委託金を乙に支払わなければならない。
- 3 乙は、甲の責めに帰すべき事由により前項の規定による委託金の支払が遅れたときは、未受領金額につき、その遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。

(甲の解除権)

第13条 甲は、次条及び乙の債務不履行による場合のほか、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) その責めに帰すべき事由により、契約期間中委託業務を継続して履行できる見込みがないと明らかに認められるとき。
  - (2) 第20条第1項に規定する個人情報取扱特記事項を遵守していないと認められるとき。
  - (3) 事由のいかんを問わず、契約に違反したとき。
  - (4) 正当な事由がないのに委託業務に着手すべき時期を過ぎても委託業務に着手しないとき。
  - (5) 前各号に掲げる場合のほか、契約を誠実に履行する意思がないと認められるとき。
- 2 前項の規定により契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、乙は、その損害を賠償しなければならない。ただし、乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。
  - 3 前項の損害賠償請求は、甲が乙に対し、委託金額の100分の10に相当する額の違約金の請求することを妨げないものとする。
  - 4 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除した場合、委託業務の既履行部分について確認の上、その部分に相応する委託金を乙に支払わなければならない。

第14条 甲は、必要があるときは、乙に対して3か月前までに通知をしてこの契約を解除することができる。

- 2 第8条第2項及び前条第4項の規定は、前項の規定によりこの契約を解除した場合に準用する。  
(暴力団等排除に係る解除)

第15条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 乙の役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の

団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に次に掲げる者がいると認められるとき。

ア 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

イ 暴力団関係者（暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。以下同じ。）

（2）乙の経営又は運営に暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）が実質的に関与していると認められるとき。

（3）乙の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等（法人その他の団体又は個人をいう。以下同じ。）を利用するなどしていると認められるとき。

（4）乙の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

（5）乙の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

（6）乙の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

（7）乙が、暴力団又は暴力団員等から、妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、警察への被害届の提出を故意又は過失により怠ったと認められるとき。

2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、乙はその損害を賠償しなければならない。

3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

（談合等不正行為に係る甲の解除）

第16条 乙が次の各号のいずれかに該当したとき、甲は直ちにこの契約を解除することができる。ただし、その事由が甲の責めに帰すべきものによる場合は、この限りでない。

（1）公正取引委員会が、この契約に関し、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）を行い、当該措置命令が確定したとき。

（2）公正取引委員会が、この契約に関し、乙に違反行為があったとして独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金の納付を命じ、当該課徴金納付命令（以下「納付命令」という。）が確定したとき（確定した納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。

（3）公正取引委員会が、この契約に関し、排除措置命令又は納付命令（これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体（以下「契約者等」という。）に対して行われたときは、契約者等に対する命令で確定したものといい、契約者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定したものをいう。次号において同じ。）を行った場合において、乙に

独占禁止法に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

- (4) 排除措置命令又は納付命令により、契約者等に独占禁止法に違反する行為があったとされた期間及び当該違反行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間（これらの命令に係る事件について、乙に対する納付命令が確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反行為の実行期間を除く。）に入札等（見積書等の提出に基づく受注者選定を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- (5) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）がこの契約に関し行った行為について刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。
- 2 乙は、前項各号のいずれかに該当するときは、甲がこの契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額又は実際の損害額のうちいずれか多い額を甲に對して支払わなければならない。この契約の履行が完了した後にその事由に該当した場合も同様とする。
- 3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

（乙の解除権）

第17条 乙は、甲の債務不履行による場合のほか、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 第8条第1項の規定により委託業務の内容を変更したため、委託金額が3分の2以上減少したとき。
- (2) 第8条第1項の規定による委託業務の一時中止期間が6か月を超えたとき。
- 2 第8条第2項及び第13条第4項の規定は、前項の規定により、この契約を解除された場合に準用する。

（賠償金等の徴収）

第18条 甲は、乙がこの契約に基づく賠償金又は違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、甲が乙に支払うべき委託金と相殺し、なお不足あるときは乙に追徴する。

（秘密の保持等）

第19条 乙は、委託業務を履行するに際し知り得た秘密を漏らしてはならない。

- 2 乙は、委託業務に従事する者が委託業務を履行する際に知り得た秘密を漏らさないよう指導しなければならない。

- 3 乙は、乙又は乙の委託業務に従事した者が秘密を漏らしたため、甲が損害を受けたときは、その損害を賠償しなければならない。

（個人情報取扱特記事項の遵守）

第20条 乙は、委託業務の履行に当たっては、別記の個人情報取扱特記事項を遵守しなければならない。

- 2 甲は、乙が前項の規定に違反して個人情報の取扱いをしていると認めたときは、乙の名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者並びに当該違反事実の公表をすることができる。

（和歌山市情報セキュリティポリシーの遵守）

第21条 乙は、委託業務の履行に当たり、和歌山市情報セキュリティポリシー（以下「ポリシー」という。）を遵守しなければならない。

- 2 乙は、この契約による事務を履行するに当たり、ポリシーで規定する重要情報資産（以下「情報資産」という。）を取り扱う際には、当該情報が個人情報に該当しない場合においても、個人情報と見なして前条第1項に規定する別記の個人情報取扱特記事項を遵守すること。
- 3 甲は、乙が第1項及び前項の規定に違反して情報資産の取扱いをしていると認めたときは、前条第2項の規定を準用する。

（合意管轄）

第22条 この契約に関し、甲乙間に訴訟の必要が生じた場合、甲を管轄する裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

（補則）

第23条 この契約に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、必要に応じて甲乙協議して定める。

この契約の締結を証するため、契約書を2通作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 8年 4月 1日

甲 和歌山市七番丁23番地  
和歌山市  
和歌山市公営企業管理者  
瀬崎典男

乙

## 別記

### 個人情報取扱特記事項

#### (基本的事項)

第1 この契約により、和歌山市（以下「甲」という。）から事務の委託を受けたもの（以下「乙」という。）は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人情報の保護に関する法律その他個人情報に関する法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

#### (従事者等の明確化)

第2 乙は、この契約に係る事務の管理責任者及び事務に従事する者（以下「この契約に係る事務に従事する者等」という。）並びにこの契約に係る個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を明確にし、甲から求めがあったときは、甲に報告しなければならない。

#### (適正な管理)

第3 乙は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故を防止するため、個人情報の取扱いをこの契約に係る事務に従事する者等に限定し、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) この契約に係る事務を処理するために甲から貸与を受けた、又は乙が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等（以下「個人情報が記録された資料等」という。）について、甲から求めがあったときは、記録を作成すること。
- (2) 個人情報が記録された資料等は、この契約に係る事務に従事する者等以外の者が利用できないよう、施錠等管理すること。
- (3) その他個人情報の管理のために必要な措置を講じること。

#### (教育の義務)

第4 乙は、この契約に係る事務に従事する者等に対し、この特記事項の遵守に必要なこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用されること等個人情報の保護に関して必要な教育を行わなければならない。

#### (秘密の保持)

第5 乙は、この契約に係る事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

#### (受託目的以外の利用等の禁止)

第6 乙は、この契約に係る個人情報を当該事務以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲の書面による承諾をあらかじめ得た場合又は甲の指示があった場合は、この限りでない。

#### (複写又は複製の禁止)

第7 乙は、この契約に係る事務を処理するに当たって、甲から貸与された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、甲の書面による承諾をあらかじめ得た場合又は甲の指示があった場合は、この限りでない。

#### (持ち出しの禁止)

第8 乙は、この契約に係る事務を処理するに当たって、作業場所から個人情報を持ち出してはならない。ただし、業務上、やむを得ず、持ち出しするときは、甲の承認を得た上で、書面に記

録するものとする。

(再委託の禁止)

第9 乙は、この契約による事務に係る個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託してはならない。ただし、甲の書面による承諾をあらかじめ得た場合は、この限りではない。その際は、乙の責任において、再委託者にこの特記事項の規定を遵守させなければならぬ。

2 前項の規定は、再委託者が乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も、同様とする。

(資料等の返還又は廃棄)

第10 乙は、個人情報が記録された資料等を、この契約が終了し、又は解除された後速やかに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

なお、甲の指示により、個人情報が記録された資料等を廃棄する場合は、復元不可能な方法で確実に廃棄処分を行い、その結果を書面により証明しなければならない。

(報告又は資料の提出)

第11 甲は、個人情報を保護するために必要な限度において、乙に対し、個人情報の管理状況の履行について書面で報告を求めること及び乙の作業場所への立入調査ができるものとし、乙は、甲から改善を指示された場合には、その指示に従わなければならない。

(事故発生時の報告義務)

第12 乙は、個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故が生じた場合に備え、甲に対し、速やかに報告できる緊急時の連絡体制を整備しなければならない。また、事故が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに、次に掲げる事項を遵守しなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(1) 直ちに被害を最小限に抑えるための措置を講じ、甲に報告すること。

(2) 当該事故の原因を分析すること。

(3) 甲の求めに応じて、当該事故の再発防止策を実施すること。

(4) 甲の求めに応じて、当該事故の記録を書面で提出すること。

(漏えい等が発生した場合の責任)

第13 乙は、この契約に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事態が発生した場合において、その責に帰すべき事由により甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。また、甲は、必要に応じ、乙の名称、所在地及び代表者並びに当該事故の事実を公表できるものとする。

## 質問・回答について

1 委託名稱 北部終末処理場検査分析業務委託

2 委託番号 11

3 担当課 終末処理場管理課（北部終末処理場）

### 4 質問及び回答

- (1) 質問は、文書で提出してください。提出は持参、郵送、ファクシミリ又は電子メールによるものとし、電話によるものは受け付けません。ただし、郵送、ファクシミリ又は電子メールにより質問書を提出した場合は、着信を確認してください。
- (2) 提出先は、公告文等についての質問は契約課調達班、仕様書等についての質問は担当課となります。（入札説明書4参照）
- (3) 質問の提出の受付は、公告日から令和8年2月13日（和歌山市の休日を定める条例（平成元年条例第62号）第1条に規定する休日を含まない。）までの執務時間中（8時30分から17時15分まで）とします。
- (4) 回答については、できるだけ速やかに和歌山市企業局のホームページに掲示します。